

## 平成29年第8回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年8月30日(水)午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員(38名)

#### 出席農業委員(18名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

#### 欠席農業委員(1名)

16番 本宮勝正 委員

#### 出席農地利用最適化推進委員(16名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員

#### 欠席農地利用最適化推進委員(3名)

邊見芳正 委員                      篠宮四郎 委員

富 永 進 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副 主 査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第8回白河市農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の議題としましては、農地法第3条関係が2件、農地法第5条関係が2件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が1件、合わせて5件、そのほか白河市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」についてをご審議いただきます。よろしくをお願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

夏から梅雨に戻ったような最近の天候でありまして、稲の登熟等にちょっと心配されるところでございます。また、畑の作物や果樹など、日照不足とか水分過多によりまして、いろいろな影響が出ているようでございます。皆様におかれましては、まだまだ暑いので、体のほう気をつけて農作業等に励んでいただきたいと思います。

つい二、三日前ですか、宮城県の加美町というところで白河市の農業委員会のほうに研修にいられました。小委員会の委員さんにも出席を願って受け入れをした訳でございますが、やはり他のどこの地区でも農地の集積等に大変苦慮されているようでありますが、ただ加美町は私どもからすると集落営農等が、私ども6つ程度しかないんですけれども、50ほどあるということで、農地の集積等は非常に進んでいる農業委員会でした。我々もこれから農地の集積等に農業委員会の本来の、最近の任務となりました、そういうことに努力していかなければならないのかなというふうには、研修にいられて、逆に勉強をさせていただきました。何はともあれ、いろいろ諸問題、大変抱えておりますが、皆さんと力を合わせて農業、農村のために努力をしていきたいと思っております。

本日は、5つの案件と農地利用最適化に関する指針ということでご審議をいただくわけですが、最後までご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、9番、緑川喜文委員、12番、和田一男委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

16番、本宮勝正委員、邊見芳正委員、篠宮四郎委員、富永進委員の4名であります。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成29年8月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 (竹内副主査) それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る8月20日、我妻委員とこの現地調査を行いました。その場に譲渡人、譲受人の両関係

者が出席のもと、現地状態を確認いたしまして、申請内容については相違ないこと、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の審議につきましては、去る8月20日、今井委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は当時都合が悪いため、譲受人と現地でお会いし、申請内容について確認しましたところ、周辺の農地、また近隣中に対して適正に利用されていることを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年8月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この案件につきましては、8月25日、譲受人に現地のほうにおいでいただきまして、私が行って、この内容について確認いたしましたところ、この申請に間違いがないということを確認いたしております。それから、譲渡人は、8月26日に現地においでいただきまして、農業委員の早津さんと2人で確認をさせていただいております。申請内容についても間違いがないということを確認いたしております。周りは宅地でございます、問題のないものと考えております。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、10ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 大沼地区の内を担当する高橋でございます。

今回の申請について、去る8月23日、邊見芳正委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人の双方とも8月23日の夕方、現地でお会いし、申請内容について確認したところ、誤りないということでありました。今回の転用による周辺農地への影響については、特に確認したところ、問題ないと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

15ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年8月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項事でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号について承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号について、原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

17ページをごらんください。

議案第4号 白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。農業委員会等に関する法律第7条の規定により審議するものとする。平成29年8月30日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） 根拠法令の農業委員会等に関する法律第7条でございますが、

その地域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び方法について指針を定めるよう努めることとなっております。

白河市農業委員会においては、農地利用の最適化に向けた活動につながるものとして、農地法第30条により、例年9月の1カ月間を調査機関として、耕作放棄地の把握、再生利用の推進など農地利用状況調査を行っていることから、今回、指針を定めようとするものであります。

それでは、18ページをごらんください。

平成29年度白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、次のように提案させていただくものです。

第1では、基本的な考えといたしまして、農地等の利用の最適化を推進するためにも、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっていることから、状況把握に努めることなどや最適化の推進を行うために指針を定めることを定義づけるものです。

第2では、具体的な目標と推進方法について定めるものでございます。

1といたしまして、担い手の新規集積面積で、目標を5ヘクタールと設定いたします。

次に、具体的な取り組み方法でございますが、利用権設定制度を周知し、農地が集団化、連坦化した条件で担い手に集積するよう支援していく。あわせて、農地中間管理事業を使った集積にも取り組んでいくというものでございます。

2といたしまして、新規参入の促進について、目標を2経営体と設定いたします。

目標設定の考え方でございますが、若手担い手の確保、育成は必要であることから新規参入の促進を図るものでございます。

次に、具体的な取り組み方法でございますが、市の産業部農政課及び県等の関係機関との連携を強化し、新規参入者の増進を図るとともに、必要に応じて農地等のあっせん活動を実施するものでございます。

3といたしまして、遊休農地の解消目標を5ヘクタールと設定いたします。

目標設定の考え方でございますが、市の産業部農政課及び県の関係機関と連携を強化し、早期の解消を目指していきます。

次に、具体的な取り組み方法でございますが、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、随時、農地パトロールを行い、必要に応じて相談、指導を行うというものでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。



以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、原案のとおり決定いたします。

---

◎その他

会 長 そのほか、皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より連絡をお願いします。

局長。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、1点目ですが、会議の前に机に配付させていただいております平成29年度の農地利用状況調査について、担当の高橋から説明させていただきます。

事務局(高橋主任主査) 農地法第30条により、毎年1回、農地利用状況調査を行うこととされております。それに伴い例年、9月の1ヶ月間を調査期間とし、それぞれの担当地区において、利用状況の調査をお願いいたします。

それでは、実際の調査方法について、説明させていただきます。

皆様のお手元に地番図及びファイルをお配りいたしました。

ファイルの中には、利用状況調査資料と調査日誌が入っております。ファイルの1ページをごらん下さい。調査分類といたしましては、緑・黄・赤で分類しております。

緑については、人力・農業用機械で草刈・耕起・整地などを行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地となります。

黄色については、草刈等ではすぐに耕作はできませんが、基盤整備などを行えば農地として利用できる土地となります。

赤につきましては、森林・原野化しているなど農地に復元して利用するのが不可能と見込まれる土地となります。

また、お手元の地番図につきましては、昨年の調査結果を反映した状態で色別表示されております。

地番図に赤で表記されております、土地につきましては、すでに、農業委員会において、

承認いただき、非農地と判定された土地ですので、調査から除いて頂いて結構です。

今までの緑・黄色の変更及び不耕作の解消等がなされている、また、新に発生した、耕作放棄地があるかを調査願います。

次に、お手元のシールをお配りしておりますのは、ファイル3ページをご覧ください。調査結果で地番図にも変更の合った農地にシールを張っていただきたいと思います。

地番図のシールを貼る際の注意点といたしまして、枠内にシールが貼れないような小規模の土地には、矢印を書くなど、どこの農地なのかがわかるようにしていただきたいと思います。また、シールが地番の文字にかからないようお願い致します。

文字の上に重なってしまいますと、地番の確認作業が必要になってしまいますので、文字の上にはシールを貼らないように重ねてお願い致します。

つづきまして、ファイル4ページの調査日誌・総括表の記載例をご覧ください。

まず、調査日誌（総括表）でございますが、調査に行った日にち、時間を記入して下さい。こちらは地番図の右上に表示してございます番号で、1-1、1-2、A-1、A-2のように印字しておりますが、前の番号が整理番号、後の枝番がページ番号になりますので、後の枝番ページ番号を記入してください。

ファイル5ページをご覧ください。次に調査して前年と変更のあった農地のページ番号を記入いただきますが、まず変更のあった、農地ページ番号を記入いただき次に、字名と地番を記入していただきます。

次に調査結果欄ですが、前年度の結果が地番図に表示されているこれまでの結果と、今年度の結果をそれぞれ該当する色に○をつけてください。

次に備考欄の記入のしかたでございますが、3ページの地番図の記載例をご覧ください。

記載例、地番図左上ですが、昨年までの経過が黄色今年度は赤のシールが貼られております脇に、番号を振って頂き、5ページの備考欄に地番図マル1と記入いただき、簡単に現況を記入いただければと思います。

変更のあった農地だけの記入になりますので、よろしくお願い致します。

なお、詳しい耕作放棄地の区分が、6から8ページに記載されておりますので参考にしてください。

お配りしました、地番図でございますが、各地区担当委員さんに同じ地番図がっております。分担するか一緒に回るなど調整して頂き、調査願います。調査の際には、名札、農業委員の帽子をかぶっていただき、出来る範囲で調査願います。

結果報告ですが、調査票に委員さんの氏名を記入し、印鑑は認め印を押し、9月の総会時にバインダーに挟んだまま、地番図とファイルを提出いただければと思います。期日厳守でお願いいたします。

早く終わってしまったという委員さんにつきましては、総会前に随時提出いただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。

お忙しいところ恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。何かご不明な点がございました際には、事務局にお問合せください。以上が利用状況調査の説明となります。

よろしくお願いいたします。

会 長 利用状況調査について、今担当から説明がありましたが、皆様のほうから質問等あれば、わからないまま調査しないように、後日電話等で聞くなり、とにかくよく理解してから調査をお願いしたいと思います。調査につきましては、本日から次回の総会に、9月29日までに必着、必ず提出できるようにお願いを申し上げたいと思います。

あと、ほかにごありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 じゃ、事務局長。

事務局長 それでは、先ほどの説明なんですけど、後からでも結構ですので、ご不明な点等ございましたら事務局のほうに声がけいただければと思います。

この農地利用状況調査なんですけど、まずは農地の状況を調査するものですけども、農業委員会としましては、これだけにとどまらず、今後少しでも農地の集約化、集積化、有効利用につなげていくことを意識しながら活動していただければと思います。

先ほどの議案の中でも、協議いただいた議案の中では指針というものがございましたが、その後も農地利用の最適化の現場、そういう指針のもとに農地利用の最適化の現場活動を行っていただくというような流れになっております。

今回の調査の中でというわけではありませんけれども、地域の情報、可能な範囲でキャッチしていただければと思います。例えば、耕作を続けるのが難しく、やってくれる方を探しているという人の情報ですとか、あるいは条件さえ合えばもっと耕作する意思があるというような受け手側、担い手側の情報のほうをキャッチしていただいて、それらを進めていただいたから解決するというわけではないんですが、行く行くはそのマッチングまでつなげていければ一番理想的だと思いますので、その辺のご理解のほうよろしくお願いいたします。

それでは、大変お手数かけますけれども、農地利用状況調査のほうよろしく願いいたします。

最後でございますけれども、次回の総会につきましてご案内させていただきます。次回は9月29日金曜日、午後2時から、こちらの場所、市役所5階の正庁で開催しますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございました。

会 長 わかりました。

それでは、以上で本日の総会を終了したいと思います。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成29年第8回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 2時56分)

---